

大野市災害救護計画 (急性期)

(平成 2 9 年度)

大野市

大野市医師会

1 総則

(1) 目的

この災害救護計画は、「大野市地域防災計画」に基づき災害時の医療体制について整備を図ること、また、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

(2) 適用

本計画は、主として災害発生急性期（４８時間以内）の医療救護活動について定めるものとする。

2 救護の実施体制

(1) 活動事項

災害によって多数の傷病者が発生したとき、また、市内の医療機関が被災し、市民が医療を受けられなくなったときは、次のとおり被災者の迅速な救護を行うこととする。

名称	活動事項
大野市医師会	医師会は、救護所において、救護所のコーディネートを行うほか、災害規模・地域の実態・疾病者の数などに応じて、救護所に大野市医師会救護班を派遣し、救護活動を行う。
大野市	医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるように必要な措置を講じる。
大野市消防本部	救護所の要請に応じて、救急車両の配車、搬送を行い、収容可能な医療機関の把握、災害拠点病院等の広域搬送の準備、防災ヘリコプター等との連携を行う。
大野市消防団	地区自主防災組織と協力して、地域の被災者の疾病者を自家用車、担架、リヤカー等により搬送等を行う。

(2) 救護班

- ①市の災害対策本部からの派遣要請により、医師会は、医師会救護班（１班当たり医師１名及び看護師２名）を編成し、救護所（※大野市休日急患診療所）に派遣する。

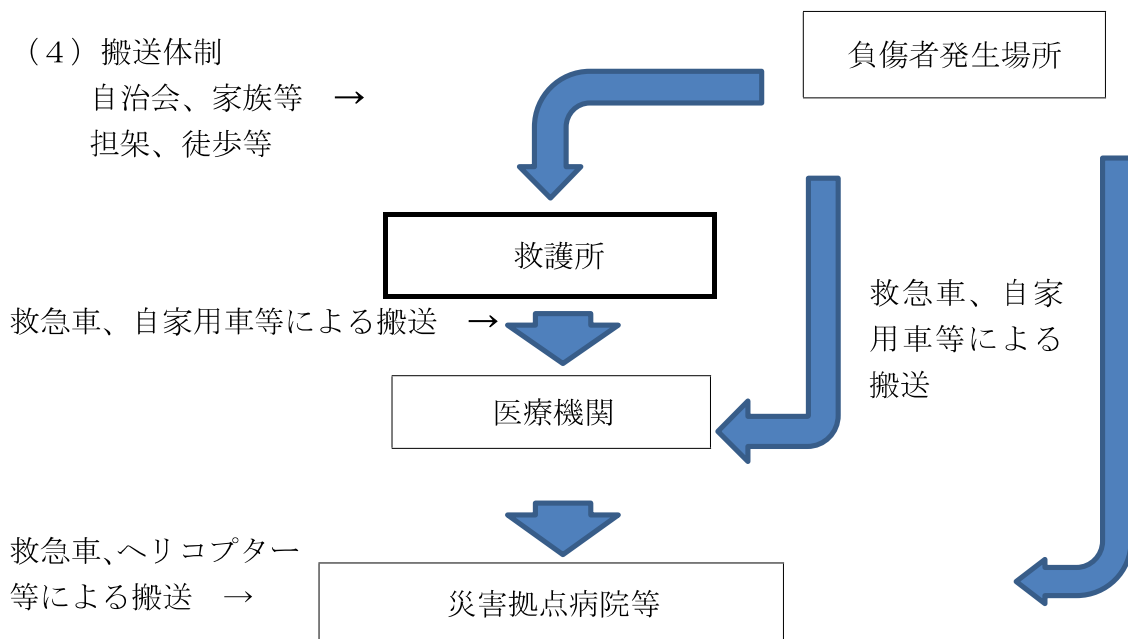
- ②市は派遣された医師会救護班と共に救護班を編成する。
- ③医師会及び市は、救護所に配置する者を決めておき、連絡網が機能しない場合においても、震度 6 弱以上の震災が発生した場合は、医師会会員及び市職員は自主参集するものとする。
- ④救護班は、その救護所に参集した医師を班長として編成し、トリアージの実施、疾病者に対する応急処置、カルテ等の作成、医薬品等の補給、死亡確認・検案協力等を行う。

(3) 救護所

- ①大野市休日急患診療所（全地区対象）
- ②救護所及び仮設救護所は、災害の規模、状況に応じて調整するものとする。
- ③救護所等には次の物品を配置する。

備品名	個数	備考
トリアージ用テント	1	
折りたたみ担架	1	
移動式担架	3	
折りたたみ式アルミベッド	3	
トリアージシート（4色）	各 1	
トリアージタグ（50枚）	1	
救護ベスト	10	
応急救護セット	2	
各シーネ（副木）	10	

※仮設救護所を設けた拠点避難所に同様の備品がある場合はそれを活用する。



(5) 医薬品等の調達

①救護所備蓄医薬品

○市は、災害用医薬品については大野市休日急患診療所の医薬品を使用する。

○市は、仮設救護所を設置した場合、救護に必要な医薬品を配置する。

②県備蓄医薬品

市は、発災後速やかに県に対し県備蓄医薬品の使用を要請するものとする。

③医療班員携行医薬品

医療班員は、自らが携行した医薬品等を使用する場合は、その使用した医薬品等の費用について記録し、後日、市に請求するものとする。

④不足医薬品の調達

応急救護に必要な医薬品の在庫を確認し、不足が生じた場合は災害対策本部に調達を依頼する。緊急な場合で連絡が可能な場合は直接発注することもできる。

大野災害時救護所開設マニュアル

1 目 的

このマニュアルは、大野市災害救護計画に基づき、救護所の開設について、その開設手順等を示したものである。開設に当たっては、施設管理者と協力し、迅速に救護所を立ち上げ、救護活動を実施する。

2 救護所の設置

◎救護所名 大野市休日急患診療所

3 救護所の責任者は健康長寿課長とする。

4 救護所の業務内容

- (1) 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- (2) 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 重症者に対する応急処置
- (4) 搬送困難な患者に対する医療の実施
- (5) 助産救護
- (6) 死亡の確認

5 要 員

◎救護班

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 班 長 | 1 人（大野市医師会の指名する医師） |
| 看護師 | 2 人（指名された医師の所属看護師又は市の保健師及び看護師） |
| 班 員 | 2 人（市職員又は赤十字奉仕団） |
| 連絡員 | 2 人（市職員） |
| 移送員 | 4 人（市職員又は随時雇人夫） |

※医療活動は班長の指示に従って行動するものとする。

6 開設及び運営の手順

(1) トリアージポストの設置

救護所（大野市休日急患診療所）からトリアージや救護に必要な物品を取り出し、トリアージポストを設置する。

- ・トリアージ用テントを設置し、トリアージ受付用イスを設置する。テントが

ない場合は、ブルーシートなどで場所を確保する。トリアージタグ及び必要な事務用品を並べる。

- ・赤、黄、緑、黒のトリアージされた人の収容スペースを確保し、エリアの区別がつくようにする。

【赤タグエリア】

迅速に災害拠点病院などに搬送するよう手配する者

【黄タグエリア】

赤タグ患者の搬送後に、適宜病院に搬送する者

【緑タグエリア】

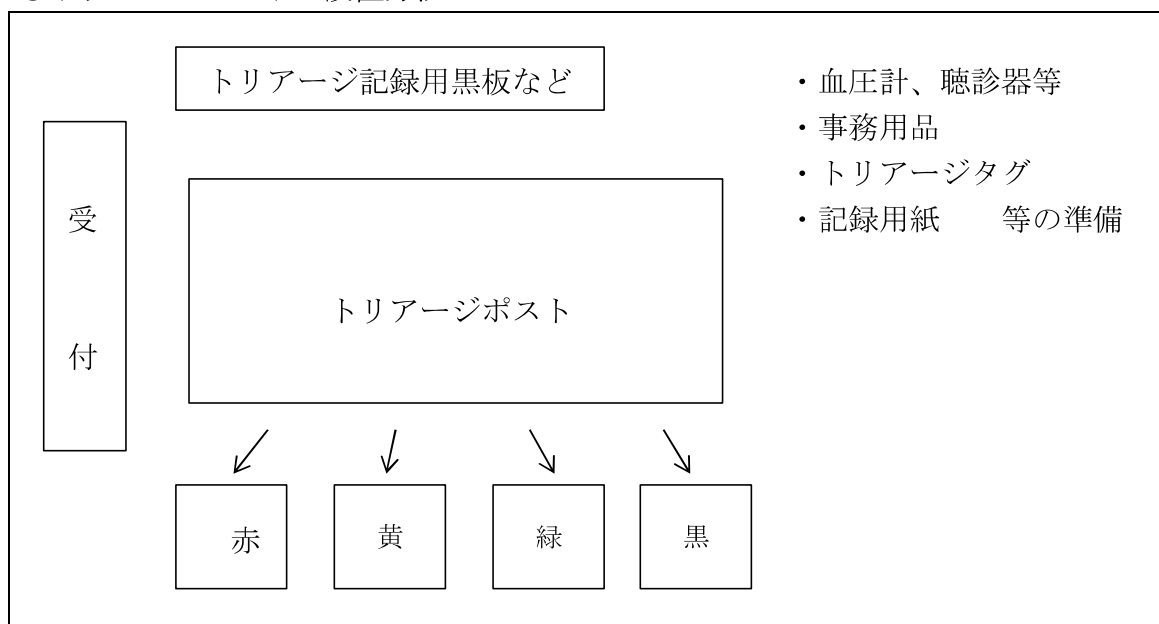
症状悪化に備え、帰宅させずにしばらくの間収容する者

【黒タグエリア】

死亡者

(周囲から見えない場所に安置するスペースを確保し、運営員が付き添うなど配慮して収容する。)

○トリアージポスの設置方法



※テント等を設置する。雨天の場合は、屋内設置を検討する。

(2) トリアージエリアの設置運営方法

トリアージした患者は、各色ごとのトリアージエリアに誘導し、応急処置、搬送の優先順位を決めて優先順に行う。

(3) 必要備品等

- ・救護ボックス(医薬品・衛生材料)、救急箱、A E D、マスク、手指消毒薬
- ・救護班用ビブス
- ・記録用紙（傷病者一覧表、災害時診察録等）、事務用品
- ・机、椅子、ベッド、毛布、布団、衝立

(4) 役割分担の指示

運営責任者は、救護班に対し、それぞれの分担業務を指示する。（備品調達、テント設営、搬送準備、収容場所確保、患者受付、患者整理、聞き取り等対応、搬送先等記録、救急車誘導、災害対策本部との通信確保等）

(5) 看板設置

救護所名を記した看板（紙でも可）を、救護所入口に提示する。

(6) 導線の確保

疾病者の流れが一方向になるように場所を確保する。

(7) 救急車の進入路の確保

救護に関係のない自動車を移動するなど、救急自動車等の通行に十分なスペースを確保する。

(8) 搬送先の記録

医師の判断により赤タグの人から優先的に搬送し、救護班は搬送先等を記録する。

(9) 応急処置の実施と記録

医師が搬送前の負傷者の応急処置をする間、救護班は、できる限り負傷者の氏名や住所、年齢、症状等の情報を本人または周囲の者から聴き取り、トリアージタグ及びカルテ等に記録する。

(10) 不足医薬品の調達

負傷者の応急処置用医薬品等が不足したら、無線やF A X等で市の災害対策本部へ連絡する。薬剤師が派遣されている場合は薬剤師の指示に従い、薬剤師が不在の場合は医師の指示に従って報告する。

(1 1) 救護活動の補助

救護の手伝いをする者は、必ず救護班長（医師）の指示に従う。

(1 2) 状況報告

運営責任者は、収容者の人数や状態、搬送の状況に関する情報等を災害対策本部へ随時報告する。

災害急性期の医薬品等について

○災害急性期に予想される傷病

多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等

	必要性の高い医薬品	適応する傷病	留意事項等
医 薬 品	細胞外液補充液	大量出血、ショック 洗浄にも使用可	大量需要、保管難 点滴セットが同数必要
	解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷、熱傷、捻滅創 切創、打撲、骨折 等	大量需要 常温保管可のものが適当
	抗生物質製剤 (小児用含む)	多発外傷、二次感染予防、 各種感染症	大量需要、常温可 かさばる物が多いため保管難
	滅菌消毒剤	各種外傷	大量需要、常温可 かさばる物が多いため保管難
	外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾患	初期大量需要 常温可
	止血剤	各種出血性疾患	初期大量需要 常温可
	強心剤、昇圧剤	心不全等、低血圧	初期大量需要 常温可
	湿布薬	打撲、筋肉痛、腰痛	初期には冷シップ かさばるが保管は容易 常温可
	殺菌消毒剤	外傷全般	初期に大量需要、常温可 希釈不要のもの
衛 生 材 料	ガーゼ、包帯、脱脂綿、 絆創膏 等	外傷全般	初期大量需要、常温可 セットが好ましい
医 療 機 器	輸血セット 翼付静脈針		細胞外液補充液投与時に必要

災害時診察録

住所				
氏名	男・女			
生年月日	年	月	日 (	歳)
既往歴及び 現病歴				
かかりつけ医				
搬送先医療機関			受診歴	有 ・ 無
最終バイタル	血圧		体温	℃
時 分	脈拍		S p O2	
病状及び 受傷機転				
主 訴				
診療内容				

第5節 医療救護予防計画

第1 計画の方針

市は、災害時の医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態に備え、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を推進する。

第2 初期医療体制の整備

大野医師会は、市との協定に基づき、救護活動を円滑に実施するため、救護班の編成や派遣、その他救護活動の実施について体制を整える。

市は、救護活動を実施する場合は、大野医師会に対し救護班の派遣を要請し、救護班は、市が災害現場に設置する救護所又は避難所その他市が指示する場所において、救護活動を実施する。また、災害時の救急医療に対応できるよう、平時から、患者の受入れやトリアージ（傷病者の障害程度の区分）等に関する研修や訓練を行う。

第3 後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重症の傷病者を後方医療施設（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送する時は、後方医療施設へ医療情報を提供する。

第4 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日本赤十字社、県医師会、DMAT等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

第5 医薬品等の確保

大野市赤十字奉仕団や大野市医師会など、関係機関・団体は、災害発生時に備え、必要な防疫、医薬品等の確保に努めるとともに、平素から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

第6 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設については、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強の促進を図る。

第7 医療救護所間の情報通信体制の整備

市は、県と協力し、医療機関や奥越健康福祉センター等に設置されているパソコンのネットワーク化を推進する。

第 1 1 節 医療救護計画

第 1 計画の方針

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を受けられなくなった場合に応急的に医療又は助産を実施し、必要な保健指導を行い、被災者を保護する。

第 2 救護活動

1 救護班の編成

救護活動には市職員及び大野市赤十字奉仕団がこれに当たるほか、必要に応じ、県、日赤福井県支部等に応援を求める。また、必要に応じて県を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

市救護班編成は、市と大野市医師会との間において協定した災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき次のとおり編成し、その指揮は医師が当たる。

班 長	1 人（大野市医師会の指名する医師）
看護師	2 人（指名された医師の所属看護師又は市の保健師及び看護師）
班 員	2 人（市職員又は赤十字奉仕団）
連絡員	2 人（市職員）
移送員	4 人（市職員又は随時雇人夫）

2 仮設救護所の設置

病院又は診療所施設より遠隔の地で災害が発生した場合、学校の保健室等に仮設救護所を設けるか、又はテント張りの仮設救護所を設けるものとする。

第 3 応急医療の内容

- （１） 医療及び助産の対象者とその範囲は、災害救助法の適用範囲とする。
- （２） 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

- 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- 重症者に対する応急処置
- 搬送困難な患者に対する医療の実施
- 助産救護
- 死亡の確認

（３） 救護所、医療施設への搬送

救護所、医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- 被災現場から救護所までの搬送は、消防本部が主体となり、消防団員、自主防災組織、ボランティア、警察官等が協力して実施する。
- 救護所から医療機関への搬送は、消防本部が主体となり実施する。ただし、ヘリコプターによる搬送が必要となった場合は、県又は自衛隊に搬送を要請する。

第４ 精神ケア体制の確立

生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

第５ 医薬品等の調達

１ 医薬品等

大野市医師会など救護活動における連携団体等の協力を得ながら、必要な医療品の確保に努める。市内での医療品が不足する場合には、市は県に対して調達を依頼する。県は、協定を締結している卸売業者（災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医療品等を取り扱う）の協力を得て、必要な医療品を市に供給する。

２ その他資機材の確保

救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- （１）飲料水、洗浄のための給水は給水班に要請する。
- （２）応急医療に使用する医薬品等は、原則として救護班で調達したもので対応する。
- （３）救護班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- （４）電気、電話等の通信手段は、総務班を通して北陸電力㈱、西日本電信電話㈱に要請する。

第６ 医療施設の応急復旧

医療施設について、応急復旧が円滑に行われるように努める。

<資料編>

- １－３８ 医療機関一覧
- １－３９ 感染症指定医療機関一覧
- １－４０ 医薬品等販売店一覧

「資料編」

3-18 災害時の医療救護活動に関する協定書

大野市（以下「甲」という。）と社団法人大野市医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時における救護活動に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大野市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する救護活動に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害救護計画）

第2条 乙は、救護活動を円滑に実施するため、救護班の編成・派遣その他救護活動の実施に関する災害救護計画を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に定める救護班の編成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

(1) 医師 1名

(2) 看護職員 2名

（救護活動）

第3条 甲は、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成・派遣し救護活動を実施するものとする。

（救護班の活動場所）

第4条 救護班は、甲が災害現場に設置する救護所又は避難所その他甲が指示する場所（以下「救護所」という。）において、救護活動を実施するものとする。

（救護班の業務）

第5条 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 医療及び助産

(2) 検案

（指揮命令）

第6条 救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるように必要な措置を講じるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費（助産費・検案費を含む）は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加する。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合における次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の医師及び看護職員に対する実費弁償

(2) 救護班が使用した医薬品等の実施弁償

(3) 救護班の医師及び看護職員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) その他救護班の編成・派遣に係る事務費

2 前項に定める費用弁償等の内容については、福井県が福井県医師会と協議して定めた内容に準じ、甲乙協議の上定めるものとする。

（細則）

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第12条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成20年3月31日までとする。

2 この協定の期間満了の1月前までに協定当事者のいずれか一方から協定変更等の意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から更に1年間更新がなされたものとみなす。以後も同様とする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 大 野 市 長 岡 田 高 大

乙 社団法人大野市医師会長 阿 部 真 也

【第1編 第5章 災害に備えた体制づくり 第2節 広域的相互応援体制整備計画】

【第1編 第6章 災害時の応急対策 第3節 広域的応援対応計画】